

受動喫煙防止対策 推進法案

【目的】

受動喫煙防止対策を迅速かつ確実に推進し、もって国民の健康の保持に寄与すること

(たばこを吸いたい人を規制するのではなく、たばこの煙を吸いたくない人を守る法案)

【基本理念】

○公共的空間(*)を有する施設、それ以外の場所における受動喫煙の防止についての記載(【施策】参照)

○子どもの保護のための受動喫煙防止対策の充実

(*)公共的空間:不特定多数または多数の者が出入りすることが想定される室内又はこれに準じる環境

【責務】

○国

:受動喫煙防止対策を策定・実施

○地方自治体

:国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、地域の実情に応じた受動喫煙防止施策を策定・実施

○施設管理者・事業者

:受動喫煙防止費必要な措置を講ずるよう努めなければならない

○国民

:受動喫煙防止に関する関心と理解を深め、受動喫煙させないよう努めなければならない

○保護者

:未成年者の受動喫煙を防止するよう努めなければならない

【施策】

○受動喫煙の防止を図る必要性が特に高い公共的空間を有する施設(学校、医療提供施設、児童福祉施設等)

⇒政府による法制上の措置を講ずる

・施設管理者による喫煙をさせないための措置の実施の確保

・喫煙を禁ずるための必要な法制上の措置

○上記以外の公共的空間を有する施設

⇒都道府県による、地域の実情を考慮した措置を講ずるよう努めなければならない

・施設管理者による喫煙をさせないための措置または分煙措置の実施の確保

・喫煙を認めない区域における喫煙禁止のための措置

○公共的空間以外の場所⇒受動喫煙防止のための自主的な取組を促進する(基本理念)

○国・地方公共団体による、施設管理者の環境の整備の取り組みへの必要な支援

○国・地方公共団体による、情報提供、普及啓発

○国や地方公共団体の施設における受動喫煙の防止